

この会則は、令和7年4月1日改正施行版です。
(令和6年度西中PTA臨時総会にて、細則の改正が可決されま

川口市立西中学校PTA会則

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は川口市立西中学校 PTA と称し、事務所を同校内に置く。(所在地:川口市宮町16番地1号)
- 第 2 条 本会は保護者(P)と教職員(T)及び地域社会との連絡提携を緊密にし、本校生徒の教育向上に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するため概ね次の事業を行う。
- (1)学校の教育事業に関する協力援助
 - (2)生徒の安全確保と補導
 - (3)学校教育向上、会員相互の連携向上に関する研究や講演会などの開催、参加
 - (4)会員並びに生徒の表彰、慰労、慶弔
 - (5)その他必要な事業

第二章 会 員

- 第 4 条 本会は次の会員で組織する。
- (1)本校に在学する生徒の保護者
 - (2)本校に在職する教職員

第三章 会 計

- 第 5 条 本会の経費は会費をもってこれに充て、会費金額は本細則において別に定める。
- 第 6 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第四章 役員等

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
- (1)会長 1名
 - (2)副会長 若干名 (うち1名は教頭)
 - (3)常任理事 若干名 (うち1名は主幹教諭)
 - (4)理事 若干名 (うち若干名は教職員)
 - (5)監事 2名
- 第 8 条 役員の任務について定める。
- (1)会長は本会務を総理し、各種会議を開催し、その議長を指名できる。
 - (2)副会長は会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
 - (3)常任理事は常任理事会を構成し、予算及び本会務を執行する。また庶務会計を兼務する。
 - (4)理事は理事会を構成し、予算案、決算案、会務を審議する。また常任理事の命のもと予算及び本会務の執行を代行できる。
 - (5)監事は会計及び本会務の執行状況を監査する。

第 9 条 役員の選出について定める。

- (1)会長、副会長、監事は、会員中より選出し理事会で推薦して総会の承認を受ける。
- (2)理事は、本細則において別に定める方法で会員中より選任する。
- (3)常任理事は、理事の互選による。

第 10 条 役員の任期について定める。

- (1)会長、副会長、監事については、総会で承認を受けたときから次年度の定期総会までとし、再任を妨げない。ただし理事会で後任者が推薦されてから定期総会までの期間は引継ぎに関する職務を行う。
- (2)理事、常任理事については、選任されたときから活動次年度の定期総会までとし、再任を妨げない。ただし後任者が選任されてから定期総会までの期間は引継ぎに関する職務を行う。
- (3)補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第五章 会 議

第 11 条 本会は定期総会を毎年度1回開催する。ただし必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第 12 条 総会は、本会の最高の議決機関で、全会員で構成し、次の事項を審議する。

- (1)各事業年度の事業計画及び予算の承認 (2)各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (3)会則の変更承認 (4)役員の承認 (5)教育功労者の表彰 (6)その他必要な事項

第 13 条 理事会は、総会に次ぐ議決機関で、本会の全役員で構成し、必要に応じて会長が開催する。次の事項を審議する。

- (1)各事業年度の事業計画及び予算の審議 (2)各事業年度の事業報告及び決算の審議
- (3)細則の変更承認 (4)役員の選出 (5)その他必要な事項

第 14 条 常任理事会は、会長、副会長、常任理事で構成し、必要に応じて会長が開催する。次の事項を審議する。

- (1)各事業年度の事業計画及び予算の協議作成
- (2)各事業年度の事業報告及び決算の協議作成
- (3)会則及び細則の変更協議
- (4)総会の議決を必要としない本会務執行に関する事項の協議承認 (5)その他必要な事項

第 15 条 会議の定足数と議決数を定める。

- (1)会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。
- (2)総会は、全会員の過半数の出席がなければ開会できない。

第六章 顧問会

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。

- (1)顧問の推薦は次の通りとする。

イ. 歴代の会長 ロ. 会長が推薦し、理事会の承認を受けた者

- (2)顧問は会長が招聘し本会の会務について諮問する。

第七章 会則改正

第17条 本会則は、第15条(1)項の規定にかかわらず、総会出席者の3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

第18条 改正案は総会開催の前に全会員に知らせておかなければならない。

第八章 細 則

第19条 本会務に必要な細則は、本会則に反しない限りにおいて、理事会の承認により会長が定める。

第20条 理事会は、細則を制定又は改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

附 則 本会則は、 昭和23年 6月 3日 制定
一部改正施行 昭和24年 5月 1日
昭和28年 4月 1日
昭和30年 5月30日
昭和39年 5月19日
昭和44年 5月22日
昭和47年 6月 9日
昭和50年 6月 7日
昭和53年 5月13日
昭和54年 5月12日 ただし、54年度会費は10月分より暫定措置
昭和58年 5月14日 ただし、58年度会費は10月分より暫定措置
昭和60年 5月11日
平成 4年 5月16日
平成16年 5月28日
平成17年 5月31日
平成28年 5月13日
平成29年 5月26日
令和 3年 1月12日 臨時総会にて一部改正、令和3年4月1日施行

川口市立西中学校PTA細則

第一章 係

(係の構成と職務)

第 1 条 本会務を執行する係を定める。

(1) 西中イベントサポーターズ(若干名) 合唱コンクール、運動会等の行事補助、講演会等への出席、所属地域にて開催される学校保健委員会への出席

(2) その他、会員自身が企画運営を希望し、理事会にて承認を受けた係活動

(3) 学校が必要に応じて招集又は募集する活動

(係の選任)

第 2 条 係は、本会員の希望者から選任する。

第 3 条 係の希望者が不在又は少人数で運営できない場合は、その対象年度の係の執行を中止する。

第二章 理事

(理事の構成と職務)

第 4 条 理事は、本会則第8条の任務の他、次の任務を執行する。

(1) 理事会(不定期開催)への出席

(2) その他必要な事項

(理事の選任)

第 5 条 理事は、本会員の希望者から学年毎に選出し、その学年会員の承認を受ける。

第三章 会費

第 6 条 本会費は、1会員(生徒1世帯又は1教職員)につき 年額2,500円 とする。

第四章 会議の議決権等

第 7 条 会議に出席しない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について書面又は磁気的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

第 8 条 前条において、本会則15条及び17条の適用については出席したものとみなす。

附 則 本細則は、令和 3年 1月12日 臨時総会にて制定、令和 3年 4月 1日施行
一部改正施行 令和 3年 7月 1日 第1条(4) 理事会に承認を受ける旨を追加
一部改正施行 令和 5年 4月 20日 第1条(4)(5)係の追加と、左記に伴う(6)(7)番号変更
一部改正施行 令和 7年 4月 1日 第1条 一部項の削除と番号変更、(1)業務内容の追加
および 第6条 本会費の変更

川口市立西中学校PTA表彰内規

- 第 1 条 本内規は、西中学校PTAの顕彰について定める。
- 第 2 条 本会として表彰又は感謝する必要がある生徒等について、感謝状や記念品を贈り顕彰することができる。
- 第 3 条 顕彰する者の選出については、会長、副会長、校長で協議決定する。

附 則 本内規は、令和 3年 1月12日 臨時総会にて制定、令和 3年 4月 1日施行

川口市立西中学校PTA慶弔内規

- 第 1 条 本内規は、西中学校PTAの慶弔について定める。
- (1)本校に在学する生徒の死亡の場合は、金5,000円をおくる。
- (2)本会員の死亡の場合は、金5,000円をおくる。
- (3)その他の事項については、会長、副会長、校長で協議決定する。
- 第 2 条 全て返礼を受けないものとする。

附 則 本内規は、令和 3年 1月12日 臨時総会にて制定、令和 3年 4月 1日施行